

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）  
 【公布日又は令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>地方自治法目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 議会</p> <p>第一節～第十節（略）</p> <p>第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員</p> <p>第十二節 雑則</p> <p>第七章～第十四章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第六章 議会</p> <p>第一節 組織</p>
<p>改正前</p>	<p>地方自治法目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 議会</p> <p>第一節～第十節（略）</p> <p>第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員</p> <p>第七章～第十四章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第六章 議会</p> <p>第一節 組織</p>

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条第一項の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

## 第二節 権限

第百条 (略)

②～⑭ (略)

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて議長に報告するものとする。

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

(新設)

(新設)

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

## 第二節 権限

第百条 (略)

②～⑭ (略)

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第四節 議長及び副議長

第五十五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第一百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第六節 会議

第二百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

②・③ (略)

④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第四節 議長及び副議長

第五十五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。）

第六節 会議

第二百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

②・③ (略)

④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第十二節 雑則

ない。

(新設)

第三百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章(第百条第

十五項を除く。)の規定において文書その他の人の知覚によつて認識す

ることができる情報が記載された紙その他の有体物(次項において「文

書等」という。)により行うことが規定されているもの(情報通信技術

を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

第七条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知

に関するこの章の規定にかかわらず、**総務省令で定めるところにより、**

**総務省令で定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(**

**入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)**とその通知

の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報

処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行

うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章(第百二十三条第四項を除く。)の規

定において文書等により行うことが規定されているもの(情報通信技術

を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用される

ものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわら

ず、**総務省令で定めるところにより、****総務省令で定める電子情報処理組**

**織**を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第

九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者

則12条の2の3 = 規程3  
(オンラインシステムの定義)

則12条の2の6 = 規程6  
(オンラインシステムによる  
通知の方法)

則12条の2の4 = 規程4  
(オンラインシステム  
による通知方法)

則12条の2の5 = 規程5  
(オンラインシステムの定義)

則12条の2の8  
国会に対して意見書を提出する場合、提出した議  
会を確認する措置を講じる(電子署名)

が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

## 第七章 執行機関

### 第一節 通則

第三百三十八条の二 (略)

## 第八章 給与その他の給付

第二百三条の二 (略)

②・③ (略)

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

則12条の2の7 = 規程7  
(議会等から通知を受ける旨の表示の方式)

## 第七章 執行機関

### 第一節 通則

第三百三十八条の二 (略)

## 第八章 給与その他の給付

第二百三条の二 (略)

②・③ (略)

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。